

＜対策のポイント＞

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

＜政策目標＞

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1 畑地化支援

水田を畑地化して、ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

＜事業イメージ＞

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援（※1，2）	2 定着促進支援（※3）
ア. 高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	17.5万円/10a	・ 2.0(3.0※4)万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0※4)万円/10a（一括）
イ. 畑作物 （麦、大豆、飼料作物 （牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a（一括）

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めるものではない）
- ※2 令和5年度における取組が対象
- ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象
- ※4 加工・業務用野菜等の場合

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※5）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

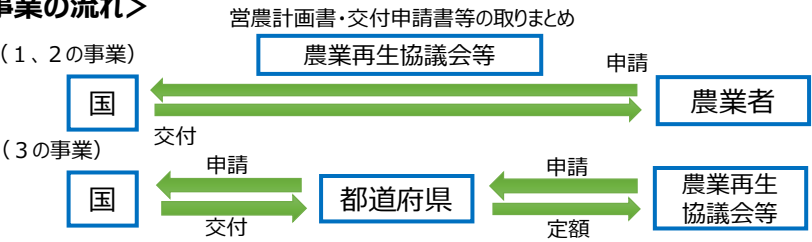
- ※5 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））



＜事業の流れ＞



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

②畑作物産地形成促進事業

【令和4年度補正予算額 30,000百万円】

<対策のポイント>

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

30,000百万円

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和5年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円/10a
- ③ **加算措置**：令和6年度に畑地化に取り組む場合、**0.5万円/10aを加算**（畑地化加算）
- ④ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和5年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、90百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



スマート農業機器の活用



大豆300A技術



土壌診断に基づく施肥

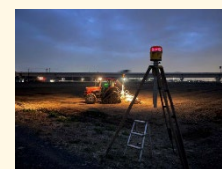
畑作物の導入・定着に向けた取組



〔例〕排水対策（明渠、暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

③水田活用の直接支払交付金等

【令和5年度予算概算決定額 305,000(305,000)百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha〔令和12年度まで〕）
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t〔令和12年度まで〕）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

4. コメ新市場開拓等促進事業（11,000百万円）

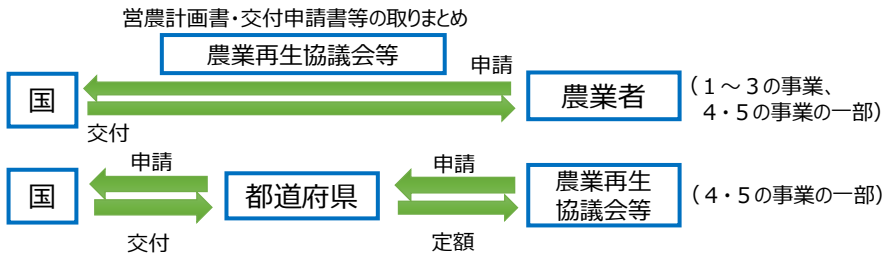
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。※8

※8 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

5. 畑地化促進助成（2,215百万円）

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

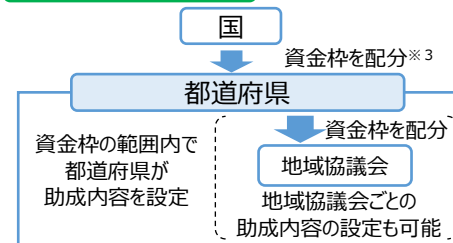
<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・ 現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2：飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑地化促進助成（令和4年度補正予算と併せて実施）

- ① 畑地化支援（高収益作物：17.5万円/10a※4 ※4：令和5年度までの時限単価
畑作物（高収益作物以外）※5：14.0万円/10a※6）
- ② 定着促進支援
ア 高収益作物（2万円（3万円※7）/10a×5年間）（①とセット）
イ 畑作物（高収益作物以外）※5（2万円/10a※6×5年間） ※5：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等
※6：令和4年度補正予算における単価
- ③ 産地づくり体制構築等支援（①とセット）
- ④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a） ※7：加工・業務用野菜等の場合

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）